

日建協 2020 年政策提言書

日本建設産業職員労働組合協議会

2020 年 3 月

はじめに

国土交通省（以下：国交省）におかれましては、日頃より建設産業の構造的問題の改善にむけご尽力頂き、深く感謝申し上げます。

私ども日本建設産業職員労働組合協議会（以下：日建協）では 1954 年の結成以来、下記理念のもと、日々活動をしております。

- ・私たちは、建設産業を通じて社会に貢献する。
- ・私たちは、私たちの働く建設産業の健全な発展・魅力化をめざす。
- ・私たちは、働きがい生きがいある職場と、ゆとりと潤いある生活の実現をめざす。

近年では産業の魅力化や組合員の健康面の観点から、作業所における土曜閉所、長時間労働の解消、一般社会の理解醸成に重点をおいて活動しており、国交省で取り組んでいる担い手確保などの各種施策と思いは一致しているものと考えております。

私どもは国交省の打ち出している各種施策が確実に実施されることが、建設産業で働くものの労働環境改善につながると考えています。建設産業の「働き方改革」にむけて、建設産業で働くもの、これから建設産業を担うものにとって魅力ある産業となるよう、引き続き監督官庁としての指導力を発揮して頂きたいと存じます。

2019 年は働き方改革関連法が施行され、時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用を 5 年後に控えた建設産業では長時間労働の解消にむけた政労使の取り組みが進んだ年でした。そして 2020 年 10 月に施行される「新・担い手 3 法」における工期適正化にむけた「著しく短い工期による請負契約の締結を禁止」する規定については土曜閉所、長時間労働の解消を、さらに加速させるものになると期待しております。

また、建設産業が抱える問題の中でも、担い手確保については喫緊の課題です。建設産業従事者の高齢化を見据えると、今後、産業が立ち行かなくなる可能性があります。こうした状況を打破するために、建設産業に従事するものの労働環境改善にむけた取り組みをさらに早める必要があると考えます。

私ども日建協も働くものにとって魅力ある産業になるために、建設産業に従事するすべての人が働きがいを感じられるよう、産業の魅力向上にむけ労働環境の改善に全力で取り組んでまいります。

本提言には、国交省が既に建設産業の発展にむけ取り組みを進めている内容も含まれておりますが、労働組合として特にお願いしたい項目について記載いたしました。本提言に対しご理解を頂くとともに、実現に向けた前向きなご対応を宜しくお願いいたします。

目 次

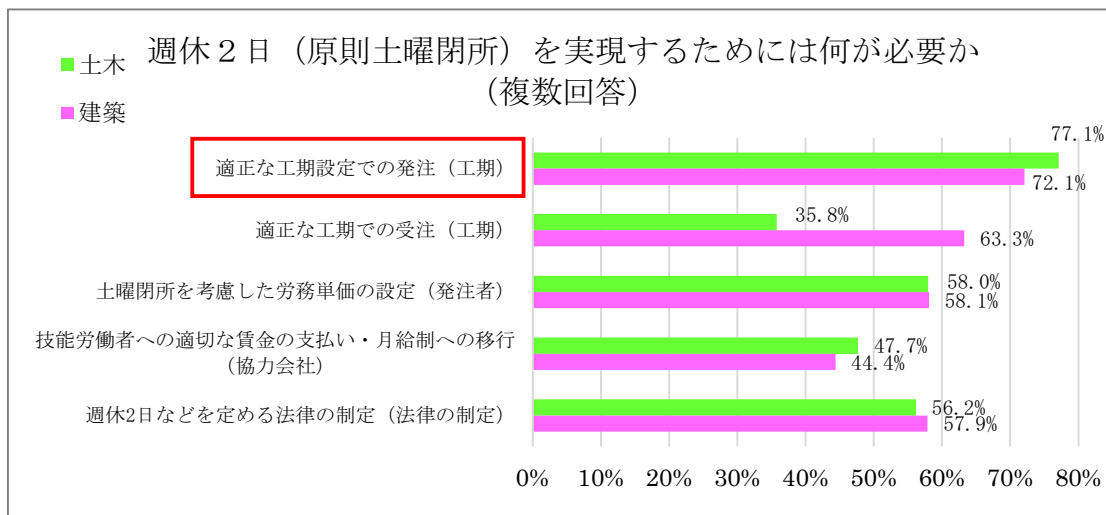
政策提言

1.	週休2日（原則土曜閉所）を実現するために	2
	① 発注時の工期設定において、土日閉所を原則とする	
	② 工事着手後、現場の状況に応じて適切な工期の見直しを	
	③ 土日閉所を前提とした技能労働者の処遇水準確保を見据えた設計労務単価を	
	④ 補助金事業の年度繰越制度の適切な運用を	
2.	所定外労働時間の削減にむけて 建設産業の慣習の変革 ～短時間稼働作業所の試行を～	8
3.	民間発注者の土日閉所への理解のために 工事着手前に実施工期の検証を	12
4.	災害復旧工事への対応による既存作業所の影響に配慮を	15
5.	各施策の普及・改善について	16
	① ワンデーレスポンスの適切な運用を	
	② ウィークリースタンスの工事への運用拡大	
	③ 工事一時中止ガイドラインの適切な運用を	
6.	単身赴任者の帰宅旅費の非課税化にむけて	22
	参考データ アンケートについて	23

政策提言

1. 週休2日（原則土曜閉所）を実現するために

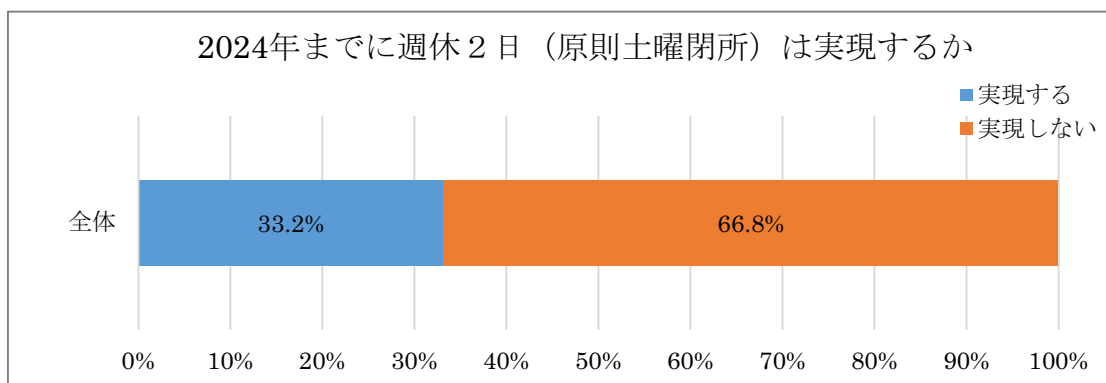
作業所アンケートによると「週休2日（原則土曜閉所）を実現するためには何が必要か」という設問（複数回答）に対して「適正な工期設定での発注」が最も多く回答されています。



※作業所アンケートより

国交省においては昨年6月に成立したいわゆる「新・担い手3法」を踏まえ、建設業団体や民間発注団体などと連携し、週休2日を前提とした適正な工期設定や施工時期の平準化などといったより実効性のある施策を推進し、また、民間工事へ浸透するよう働きかけを行っているところと承知しています。

このような建設産業の抜本的な改善の取り組みがなされているにもかかわらず、組合員の66.8%が2024年（労働時間の罰則付き上限規制が建設産業に適用）までに週休2日が「実現しない」と回答しております。



※作業所アンケートより

なぜ実現しないと思うか、組合員の具体的な声と共に、その改善への実効性のある取り組みを進めていただきたく提言いたします。

① 発注時の工期設定において、土日閉所を原則とする

週休2日が実現しないと思う理由において、「工期設定に土日閉所の概念が未だに反映されていないため」といった声が多くあがりました。

【組合員の声】（発注者 用途 回答者年齢）

- ・国交省だけでなく、すべての発注者が、設計上の工期、金額を4週8閉所で考えて頂かないと実現は不可能。（地方自治体（市町村・広域組合など）土地造成 土工 35歳未満）
- ・週休二日前提の適正工期について理解していない施主も多く存在し、工期厳守のためには休日も施工日とする必要がある。
（民間公益企業(道路) 道路(改良)耐震補強 50歳～54歳）
- ・発注者の中では適正と思われる工期は、実際に適正では無い。現場施工分、準備工分の他に天候や突発的な事象に対応した場合の予備分が考慮に入られていない為、工期の遅れを取り戻すには休日に作業をするしかない。
（国土交通省 関東地方整備局 ダム 40歳～44歳）

【提言1】

改正建設業法で規定する「著しく短い工期での請負契約の締結禁止」について、中央建設業審議会（中建審）が策定する工期に関する基準について、土日閉所を原則とした基準設定を明示し、運用の徹底をお願いします。
また、天候や突発的な事象に対応する為の「予備工期」を取り入れていただくようお願いいたします。

② 工事着手後、現場の状況に応じて適切な工期の見直しを

週休2日が実現しないと思う理由において、「受注者の責によらない着工遅れや荒天、施工上の突発的な課題に対応する適切な工期の見直しがされていないため」といった声が多くあがりました。

【組合員の声】（発注者 用途 回答者年齢）

- ・契約時に工事用地や周辺関連工事との協議、地元協議の環境が整っていない（完了していない）のに工期が変わらないので実現しない。
（地方自治体(市町村・広域組合など) 土地造成 土工 50歳～54歳）
- ・雨天等の天候、施工を進める上での課題等に対する検討・協議・変更の処理などの理由で、工程が計画通りに進捗しない場合が必ず生じる。その分をカバーするため、土日完全閉所はありえない。（地方自治体(県・政令都市) 農業・河川 開削 55歳～59歳）
- ・気象海象条件が穏やかなところでは作業可能日数の設定（供用係数）と実態が合っていると感じられるが、海象条件が厳しくなるにつれて実態と合わないケースが増える。供用係数には休日（土日祝日）が考慮されてはいるが、自然条件は設定どおりでない場合も多い。柔軟な工期延伸の対応がなければ土日に作業せざるを得ない。
（国土交通省 東北地方整備局 港湾 護岸 60歳以上）
- ・現場ではすべてを設計通りに進めることは難しく、条件変更など生じた場合に、設計変更業務により時間、労力を要するが、これらは時間外や土曜日に対応せざるを得ない。
（地方自治体(県・政令都市) 上下水道施設 構造物（カルバート・擁壁） 45歳～49歳）

【提言2】

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインにおいて、「工事着手後に、設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、天災その他の事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方協議のうえで、適切に工期の変更を行うもの」と記載されております。
ガイドラインの運用の徹底と民間工事への波及をお願いします。

③ 土日閉所を前提とした技能労働者の処遇水準確保を見据えた設計労務単価を

週休2日が実現しないと思う理由において、「完全土曜閉所は日給制技能労働者の収入減につながり、結果的に技能労働者が減り産業が立ち行かなくなるため」といった声が多くありました。

【組合員の声】（発注者 用途 回答者年齢）

- ・何よりも協力業者の職人の給与体系が月給制になるか完全に土曜日を閉所にしても生活できるだけの単価での発注をされていない限り、完全土曜閉所の作業所は協力業者から敬遠される。職種によっては職人不足が顕著な状況であることから、協力業者から敬遠されると工期に影響が発生するので、やはり完全土曜閉所にはたどり着かない。
（地方自治体(市町村・広域組合など) 上下水道施設 シールド 50歳～54歳）
- ・現在日給制である作業員の収入が、4週8休でも現行以上に上昇すれば可能と思われるが、現状では困難であるように思う。週休2日を定着した場合、実質4日の不稼働日が生じ、まずは作業員の収入不足に繋がる。現段階においても3Kを象徴する仕事であるにもかかわらず、さらに安い給料ともなると、更なる作業員不足が生じ、産業自体が成り立たなくなる。（国土交通省 関東地方整備局 道路(新設) トンネル 60歳以上）
- ・業者への4週8休を原則とした場合の職人へ支払われる賃金が現状の生活水準を確保できるものに見合う発注を元請け業者が支払う事ができるような単価設定とならない限り、無理だと思う。（民間公益企業(道路) 道路(新設) 橋梁(上部) 45歳～49歳）

【提言3】

国交省では労働基準法改正による有給休暇の取得義務化対応など、技能労働者の労働環境の変化に即した公共工事設計労務単価の見直しを行っているところと承知しております。

また、週休2日の確保等を図ることを目指す「週休2日工事」においては、当該工期設定に伴い必要となる労務費や共通仮設費、現場管理費などに補正係数を乗じた補正を行う取り組みを実施されています。

原則すべての公共工事を「週休2日工事」と位置付け、土日閉所を前提とした日給制の技能労働者等の処遇水準の確保を見据えた労務費、その他必要経費の見直しをお願いします。

④ 補助金事業の年度繰越制度の適切な運用を

医療施設や福祉施設等、補助金事業は所轄行政機関において年度ごとに管理されるケースが多く、年度内竣工に固執される傾向があり、長時間労働や休日作業の要因となっています。

【組合員の声】（発注者 用途 回答者年齢）

- ・役所の補助金が絡んでいる為、竣工はずらせないと発注側の主張。その為、不適正工期になります。（民間公益企業(鉄道) 店舗・商業施設 45歳～49歳）
- ・発注者が受け取る補助金の関係で、受注後に当初想定していた工期はあくまでも最長ということになり、工期短縮ありきの状態に陥っている。工期を確保するための理由や、資料作りなど工事と関係ない資料の作成を強いられる。
（官庁(独立行政法人等) 文化・教育施設 40歳～44歳）
- ・補助金事業であることより工期末が確定し、そこから逆算して着工時期を決めている。余裕がない。（民間企業 文化・教育施設 40歳～44歳）
- ・各種補助金を受けている事業のため全体工期の他、年度ごとの出来高が要求されるため事前に綿密な計画を行う必要があり出来高確保のために工事中盤にも苦労をした。
（民間企業 住宅(分譲) 50歳～54歳）

【提言4】

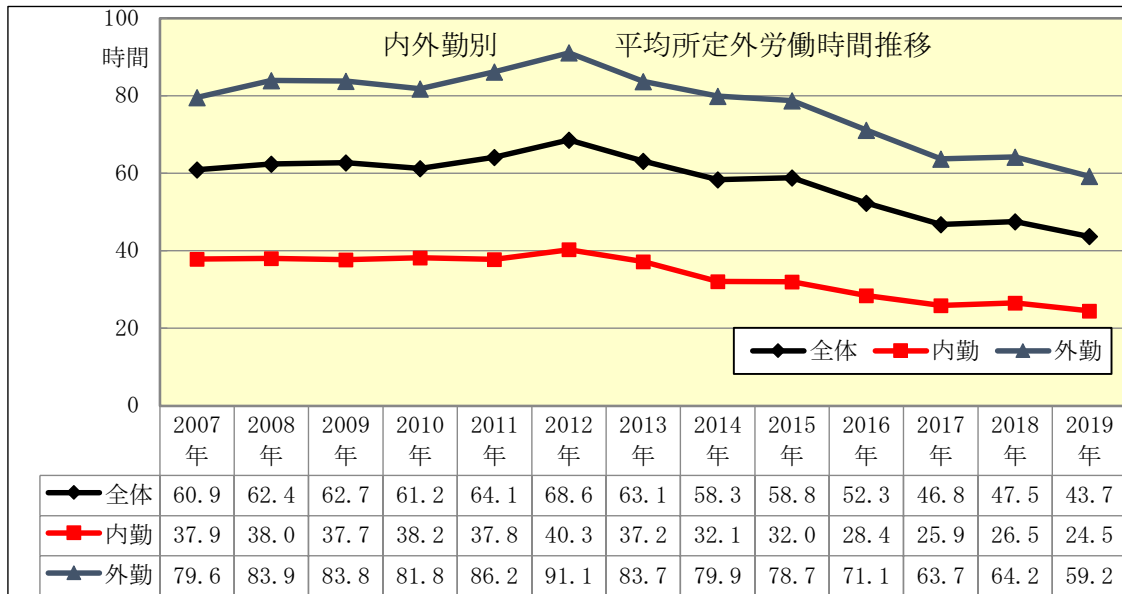
国交省においては建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインにおいて、補助金工事について「やむを得ない事由により年度内に支出が終わらないことが見込まれる場合には、繰越制度の適切な活用等を図ることとし、年度内完成に固執するが故に建設工事に従事する者の長時間労働を生じさせることがないように努めるものとする。」と記載されています。ガイドラインの趣旨にのっとり、国、自治体等の行政機関に年度繰越制度の適切な活用を促し、補助金事業の事業主への理解促進に努めていただくようお願いいたします。

2. 所定外労働時間の削減にむけて

建設産業の慣習の変革 ～短時間稼働作業所の試行を～

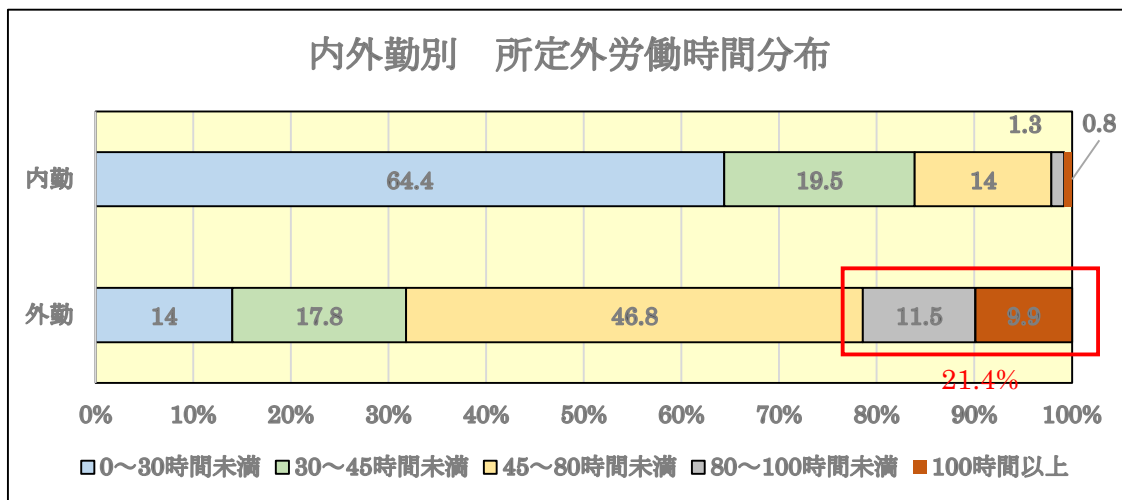
※昨年度より継続要望

2019年4月に「働き方改革関連法」が施行されたことに伴い、行政・企業・組合員が働き方改革に向けて取り組んでいるところです。しかし、時短アンケートの結果によれば、建設産業の外勤における所定外労働時間は、昨年より減少したとはいえ依然高水準にとどまっています。



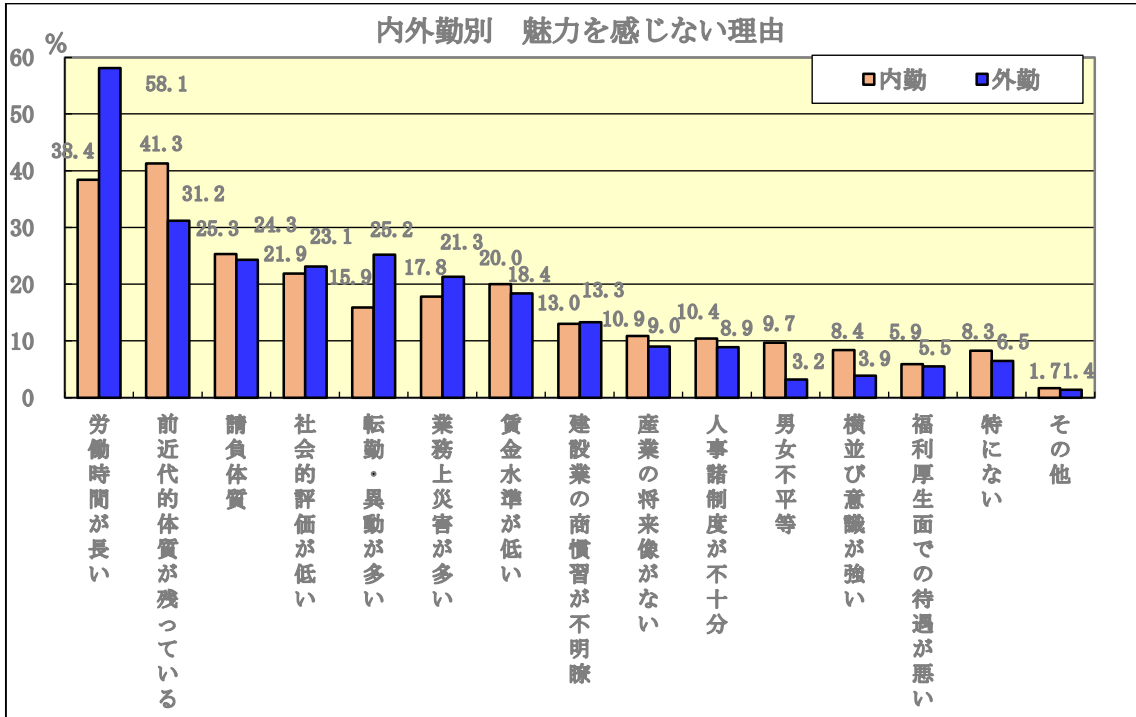
※時短アンケートより

さらに、所定外労働時間の分布図によれば、80時間以上の外勤組合員が21.4%もいます。



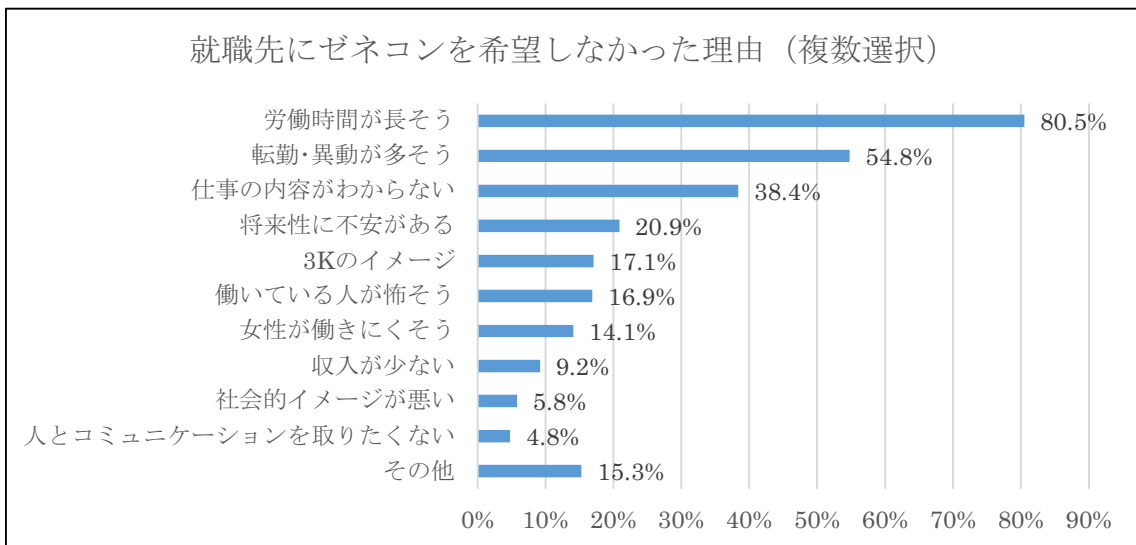
※時短アンケートより

また、同アンケートによると「建設産業に魅力を感じるか」という設問に対し、感じないと回答した組合員が約4割います。魅力を感じない理由としては「労働時間が長い」が最も多い結果となりました。



※時短アンケートより

日建協が大学生を対象に行っている出前講座のアンケートでも、就職先にゼネコンを選ばなかった理由として、「労働時間が長そう」を選んだ学生が80.5%もいました。

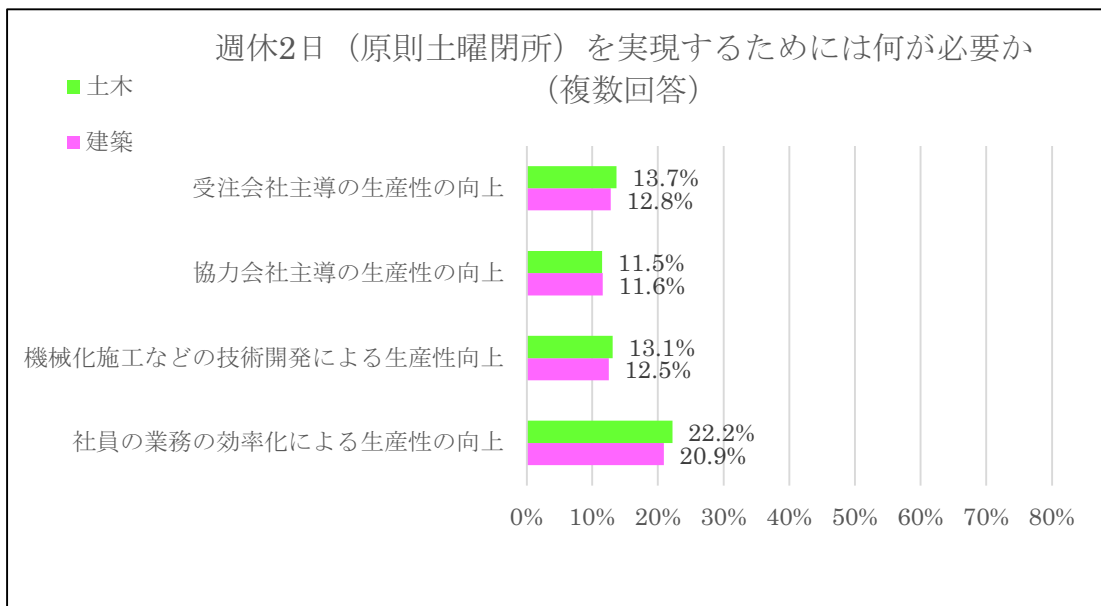


※出前講座アンケートより

2024年の時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用にむけ、残業時間削減に取り組んでいるところですが、各種アンケートにおいて以上のような結果が出ています。

建設産業の魅力向上、次世代の担い手確保のために、所定外労働時間の削減は喫緊の課題だと考えます。

所定外労働時間の削減にむけて、作業所では日々試行錯誤を続けておりますが、作業所アンケートによると「週休2日（原則土曜閉所）を実現するために何が必要か」との設問では「生産性の向上」と答えた組合員は25%未満にとどまりました。



※作業所アンケートより

この結果から、生産性の向上や業務効率化など自助努力だけでは解決は難しく、外部からの働きかけがなければ解決し難いことがうかがえます。

私たちは構造的な変革を行う必要があると考えました。

【提言5】

多くの作業所で当たり前に行われている8時～17時という作業の稼働時間を短くする（例：9時～16時）という試みを国交省の発注工事で試行をお願いします。

作業所に勤務する技術者は作業稼働時間である 8 時～17 時の前後に、準備・測量・出来高確認・仕舞などの業務が必ず発生します。このことが長時間労働を発生させる原因です。

現場稼働時間を9時～16時に



アンケート調査した外勤者の出退勤の平均時刻は、出勤：7:21、退勤：19:45 となっており、1日あたり約 3.5 時間の所定外労働が発生しています。このままではたとえ土曜閉所が実現したとしても、3.5 時間×20 日＝70 時間となり、罰則付き上限規制に適応できません。作業時間を 9 時～16 時に短縮すれば、1.45 時間×20 日＝35 時間となり、規制にも適用することが出来るようになります。

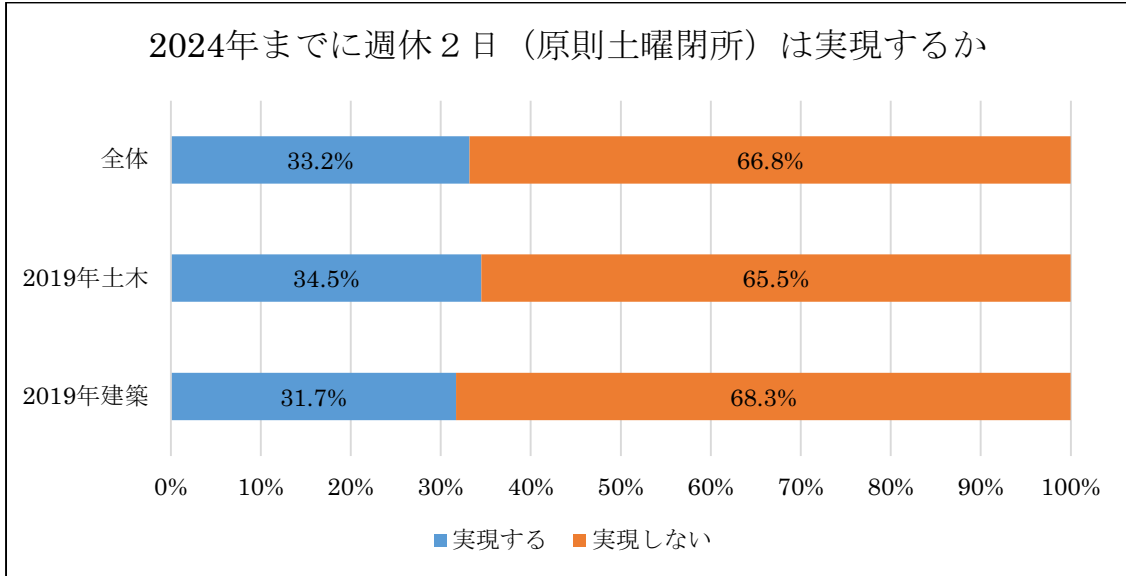
平日の一日の過ごし方 (時短アンケートより)

	自宅を出る時刻	朝の通勤時間	会社到着時刻	会社に居る時間	退社時刻	帰りの通勤時間	帰宅時刻
2018年全体	6:51	0:49	7:41	11:38	19:19	1:00	20:19
内勤	7:06	0:59	8:06	10:41	18:47	1:13	20:01
外勤	6:39	0:42	7:21	12:24	19:45	0:49	20:34

作業稼働時間については本来、受注者の専権事項ですが、歩掛りや工程、労務単価など、数多くの事象を含む変革も必要であることを考え合わせると、一民間企業が取り組むのは非常に困難なことだと考えます。1日 8 時間稼働という当たり前となっている構造を変革するという意味で試行をお願いいたします。

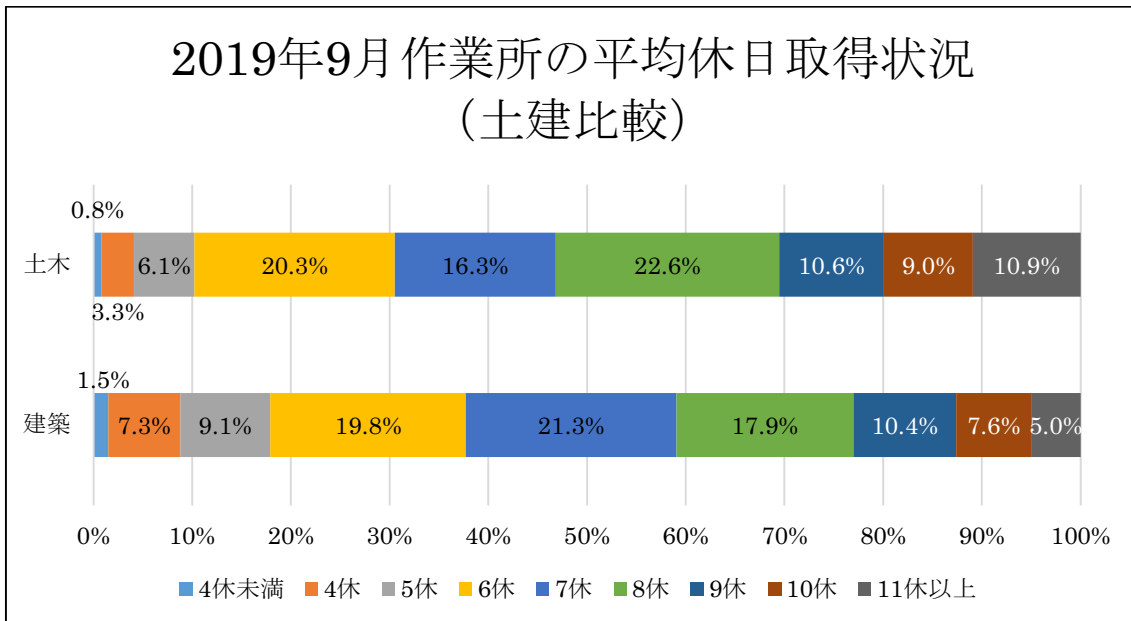
3. 民間発注者の土日閉所への理解のために 工事着手前に実施工期の検証を

国交省におかれては、貴省発注案件において各種施策を実施し、4週8閉所にむけて多大なる尽力をされていることは承知しています。しかしながら作業所アンケートからは66.8%の組合員は「2024年までに週休2日は実現しない」と回答しています。特に建築では68.3%となっています。

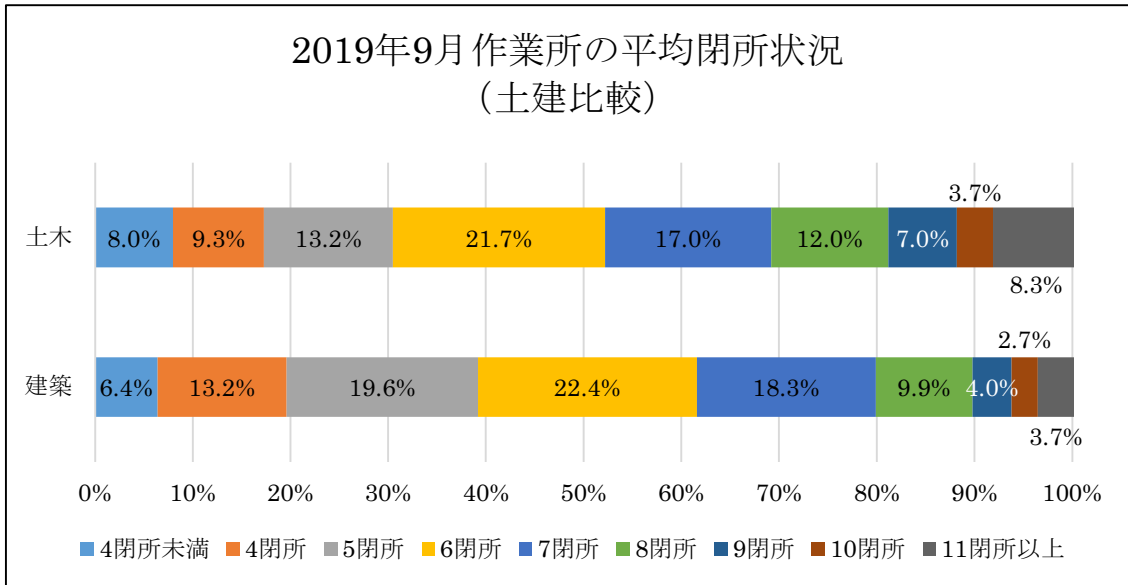


※作業所アンケートより

建築工事においてはその大半が民間発注工事であり、公共工事の多い土木と比べ、休日取得・閉所日数は共に低い数値となっております。

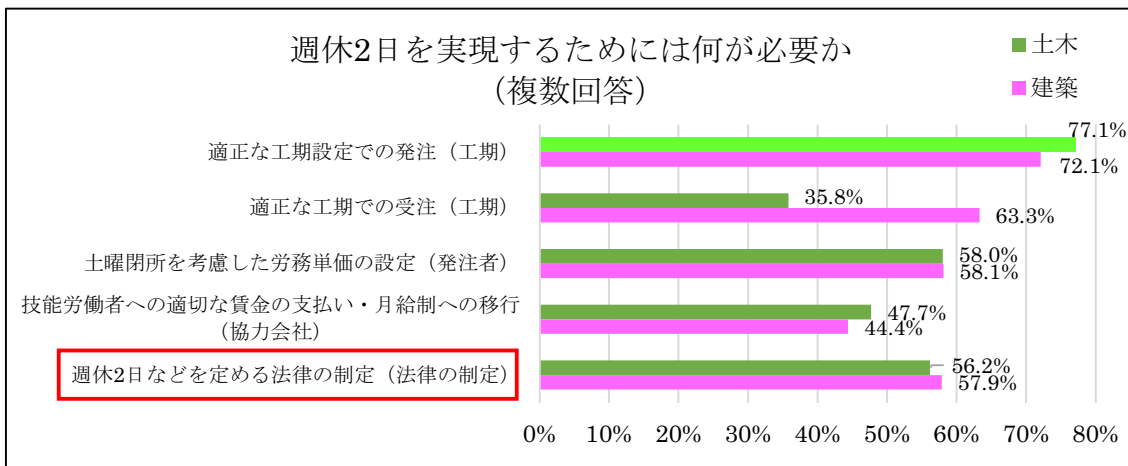


※作業所アンケートより



※作業所アンケートより

また、同アンケートにおいて「週休2日(原則土曜閉所)を実現するために何が必要か」と質問したところ、「工期設定」、「労務単価の設定」に続き、「週休2日等を定める法律の制定」が挙がっております。建築では57.9%となっております。



※作業所アンケートより

民間建築工事では発注者の事業計画に基づき工期を設定しており、受注者が土日閉所の工期を要望しても受け入れてもらえることは少なく、各企業(ゼネコン)は苦慮しています。発注者の事業全体スケジュールにおいて、設計期間、工事期間の境は曖昧で、事業全体のしわ寄せは必ず施工者にきます。また入札では、確認申請が下りる前に施工者が見積書と工程表も提出するケースが多く、工期ダンピングも発生する可能性があります。この状況下では、働き方改革にむけた休日取得は厳しい状態です。

【組合員の声】（発注者 用途 回答者年齢）

- ・事業計画の時点で土曜、祝日の工期設定がされていない。工期設定について、施工者側として意見を出せない、出したとしても却下される。
（民間企業(不動産業) 住宅(分譲) 40歳～44歳）
- ・週休二日制等を実現させるには、発注者側が理解を示さない限り、実現は難しい。
特に民間は工期ありきが多いと思う。法律で週休二日制を制定し、違反を犯したら罰金及び指名停止等の罰則が必要。（民間企業(製造業) 工場・生産施設 50歳～54歳）
- ・法律で閉所することなどを定めないと、いくら現場が自助努力をしても週休2日は達成できない。（民間企業 医療・福祉施設 35歳未満）
- ・受注側が説明しても民間発注者が工期設定や、施工単価について理解を得るのが難しいと思われる。公平性を持った説明者や、資料が出来ればお互い納得したうえで契約ができると思う。（民間企業(製造業) 倉庫・物流施設 50歳～54歳）
- ・民間発注者の工期設定理解がないと土曜日曜完全閉所は無理だ。
（民間企業(不動産業) 住宅(分譲) 60歳以上）

【提言6】

工事着手前に実施工期を検証する「着工許可制度」の制定、並びに「制度の確認・監視機関」の設立をお願いします。

現在、一部自治体で運用されている「着工届」を発展させ、「確認申請済証」と「実施工期の工程表」の提出を着工前に義務付け、工期検証し、適正でなければ着工を許可しない制度の構築が必要と考えます。「新・担い手3法」において、著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置として、通報を受けた許可行政庁による発注者の勧告、受注者への指示を講じていただけると承知しております。この取り組みは通報が前提となっていますが、受発注者間の関係性を考えると、現実的に通報は難しいのではないかと懸念しています。

着工前に、工期を審査する機関が設置されることで、発注者・設計者共に短い工期では事業が進まないことを理解し、施工者も土日閉所前提で工程を考えるため工期ダンピングの撲滅に繋がると考えます。

2024年まであと4年しかありません。今のままでは民間発注者に理解を得られないと危惧しております。このような制度改革、構造改革も必要です。建設産業がこの先も発展していくために、問題提起の意味を含め提言致します。

4. 災害復旧工事への対応による既存作業所の影響に配慮を

近年、気候変動の影響と推察される想定を超えた自然災害等により、各地で甚大な被害が出ています。被害は、住宅のみならず社会インフラにも大きな影響を及ぼしており、建設産業はその復旧の一翼を担っています。

建設工事従事者は、各地の担当の建設作業所にて施工を行っていますが、ここ最近の建設需要のピーク、技能労働者不足等の影響により、通常時でさえも人員の確保や資機材、重機等の調達が困難な状況です。

このような中、大規模な災害が発生すると、稼働中の作業所から、職員、技能労働者、資機材、重機等が災害復旧にまわされ、より厳しい状況に陥ることになります。災害復旧は、複数年を要する中長期的な工事もあり、その期間、職員、技能労働者が減らされた作業所はさらに厳しい状況になります。

【提言 7】

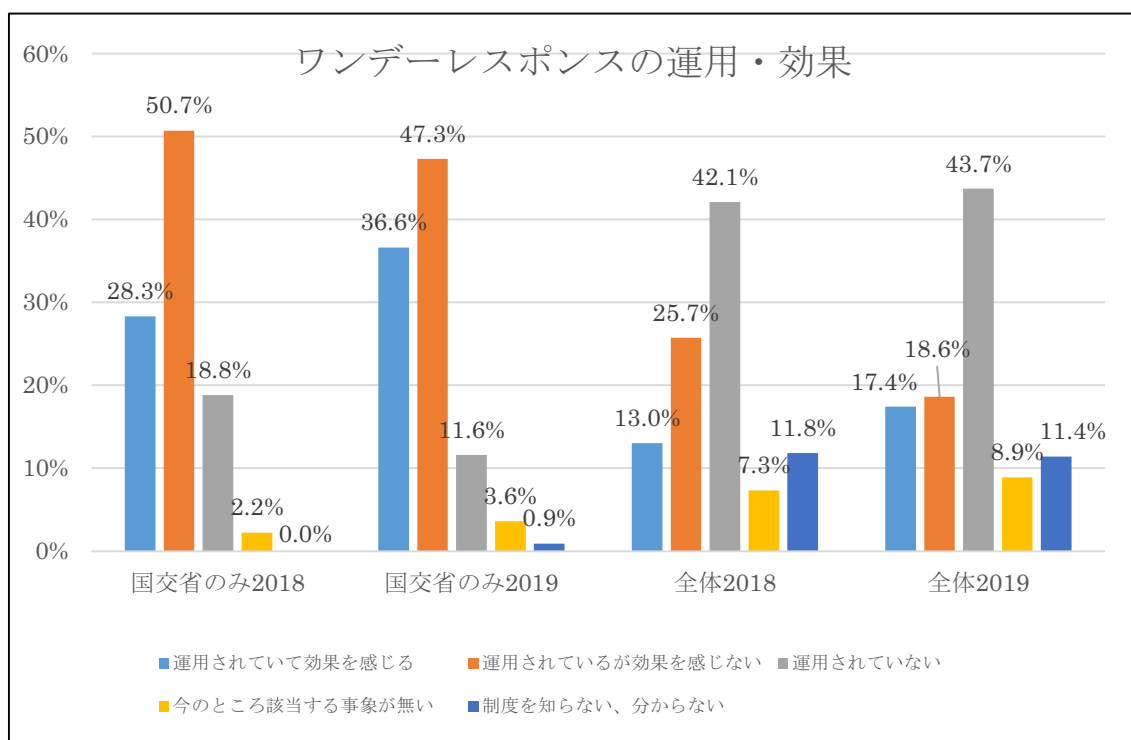
災害復旧関連の公共工事等が影響し、工期、資機材・重機等の高騰、技能労働者の確保等に悪影響を及ぼした場合、既存稼働作業所の申請により、国として工期延長、経費補正等に対応する制度の確立をお願いします。

5. 各施策の普及・改善について

①ワンデーレスポンスの適切な運用を

ワンデーレスポンスは、発注段階では予見不可能な問題が現場で発生した場合に、発注者、受注者間の行動・対応の迅速化を図ることにより、安全と品質を確保したうえで適切な工程管理を行うためにはとても有効な施策であります。また、作業所における業務の効率化や時間外労働の削減にもつながる重要な施策であると受け止めています。

しかしながら、組合員からは「担当者によって対応に個人差がありすぎる」「発注者の判断の遅れは工事の遅延となるので確実に実施願いたい」などの声が出ています。作業所アンケートによると、国交省発注工事において「運用されていて効果を感じる」割合は昨年より増加しているものの、依然として「運用されているが効果を感じない」の方が多い結果になっています。



※作業所アンケートより

【組合員の声】（発注者 用途 回答者年齢）

- ・担当者によって個人差がありすぎる。国交省も組織なので調整に時間が掛かり過ぎるところが多い。（国土交通省 中部地方整備局 道路(新設)トンネル 50歳～54歳）
- ・発注者の判断の遅れは工事の遅延となるので確実に実施願いたい。
（国土交通省 九州地方整備局 道路(新設)橋梁(上部) 40歳～44歳）
- ・質問をしても「確認する」との返答だけでなかなか回答がない。「確認する」が回答なのか。（国土交通省 北陸地方整備局 港湾 浚渫 55歳～59歳）
- ・メールでも良いので、協議事項に対して何らかの回答を素早くいただきたい。
（国土交通省 北海道開発局 道路(新設)橋梁(上部) 60歳以上）

【提言 8】

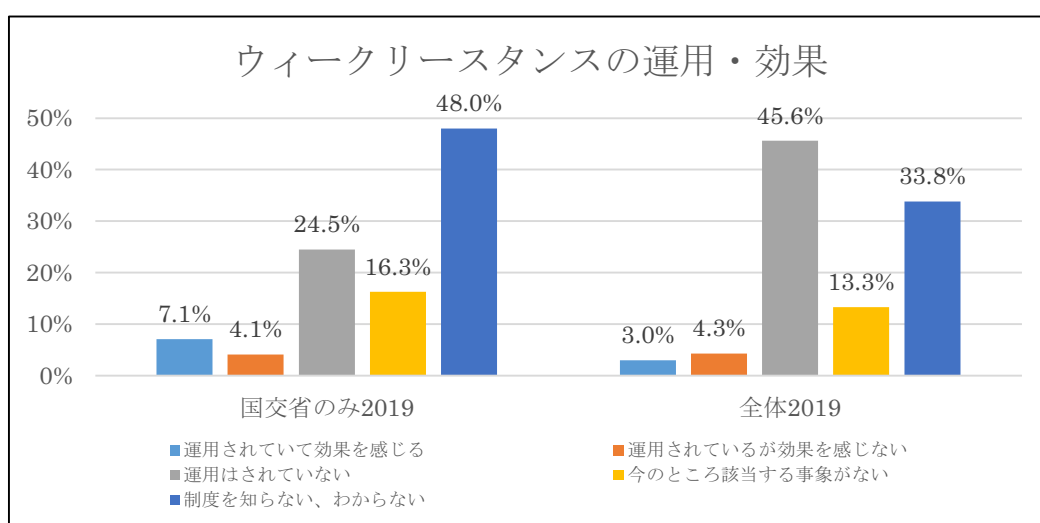
「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき、担当者による対応の差異解消と即日対応の確実な実施をお願い致します。

②ウィークリースタンスの工事への運用拡大

※昨年度より継続要望

ウィークリースタンスは、受発注者の業務環境の改善や産業の魅力向上を目的として業務委託分野で運用が進んでおり、一部の地整や地方自治体では工事への適用も始まっています。

作業所アンケートでは、該当数が少ないが、ウィークリースタンスが「運用されていて効果を感じる」との回答が「運用されていて効果を感じない」よりも多く、広く工事へ適用させることができれば、効果が期待できると考えます。



※作業所アンケートより

適用作業所に勤務する組合員からは副次的な効果として受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを共有することにより、受発注者間の相互コミュニケーションを活発化させ、片務性の解消につながる施策であること、土曜閉所につながる施策であるとの声があります。

【組合員の声】（発注者 用途 回答者年齢）

- ・発注者からの期限に無理のある書類提出の要求などの改善が必要。週末・休日直前に連絡をよこし、週明け・休日明けに提出を求める行為等。

（農林水産省 農業・河川 護岸 35歳未満）

- ・急な依頼や週末の依頼（金曜日の夕方）をせず、適切な日程で依頼をしてほしい。

（民間公益企業(鉄道) 鉄道(新設) 土工 35歳～39歳）

- ・発注者による時間外における業務依頼の連絡をなくすべき。
(民間公益企業(鉄道) 鉄道(改良)その他 35歳～39歳)
- ・発注者との金曜日の打合せ、月曜日の提出期限の指示により土曜日・日曜日に仕事を
するしかない。
(政府系独立行政法人 上下水道施設 構造物(カルバート、擁壁) 45歳～49歳)

【提言9】

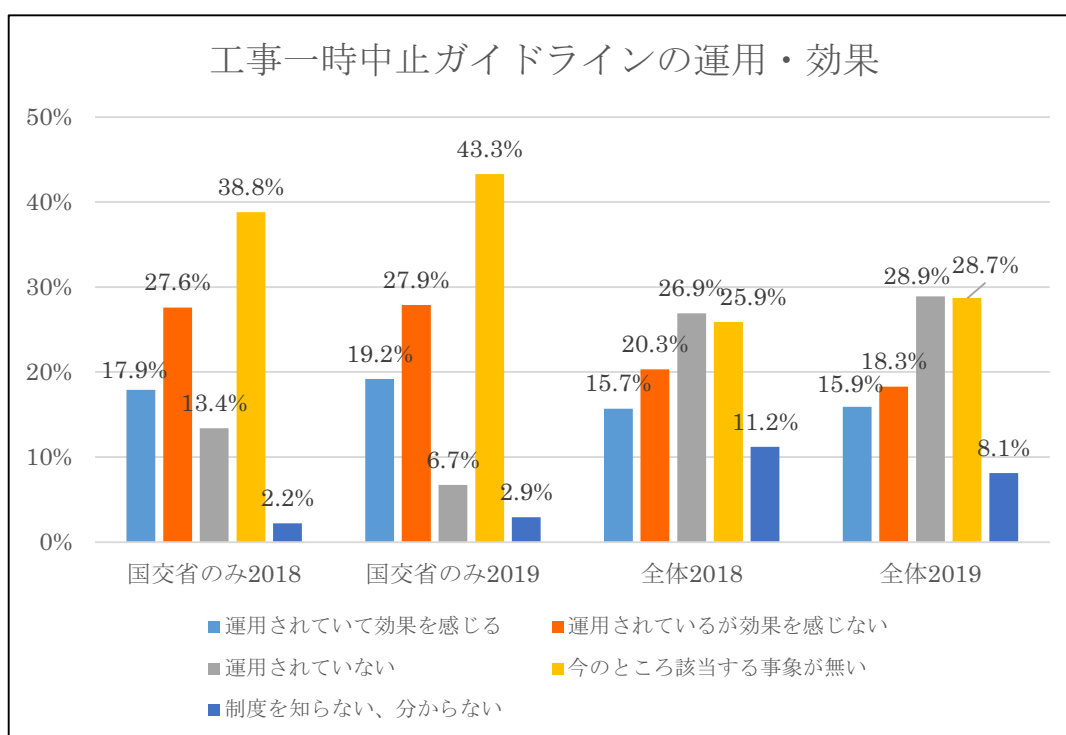
工事へのウィークリースタンスの適用は4週8閉所の実現、時間外労働時間の削減に効果が見込める施策であると受け止めております。

ウィークリースタンスを業務委託分野だけでなく全ての工事への適用をお願いします。

③ 工事一時中止ガイドラインの適切な運用を

※昨年度より継続要望

国交省においては発注時における適切な工期設定についての取り組みを進めていますが、着手後に予見不可能であった様々な事象が発生することがあります。事象によっては工事の一時中止が必要となる場合が有ります。工事一時中止ガイドラインにおいて手続きの流れや請負代金や工期変更の考え方が示されていますが、作業所アンケートでは「運用されているが効果を感じない」が「運用されていて効果を感じる」を依然として上回る結果となっており、改善をする必要があると考えます。



※作業所アンケートより

【組合員の声】（発注者 用途 回答者年齢）

- ・ 工事一時中止が約3週間あり。工事再開通知書のその他に『元工期に同じ』と記載されていた。工事中止の期間（約3週間）の工期延伸は認められるべきと考える。
（国土交通省 東北地方整備局 道路(新設)トンネル 45歳～49歳）
- ・ 関連工事の遅れで着工が2ヶ月遅れ、発注者と協議したが工事中止にならなかった。
（国土交通省 四国地方整備局 道路(新設)橋梁(下部) 45歳～49歳）
- ・ 自然災害の発生で工事中断が避けられない状況だったので、工事一時中止を希望したが認められなかった。（国土交通省 北海道開発局 ダム 45歳～49歳）

- ・特記仕様書の条件明示と相違があり、着工時に工事一時中止が適用された場合に費用の計上が認められない事項について、ガイドラインと照らし合わせて改善を求めたい。
(国土交通省 近畿地方整備局 道路(新設)トンネル 50歳～54歳)

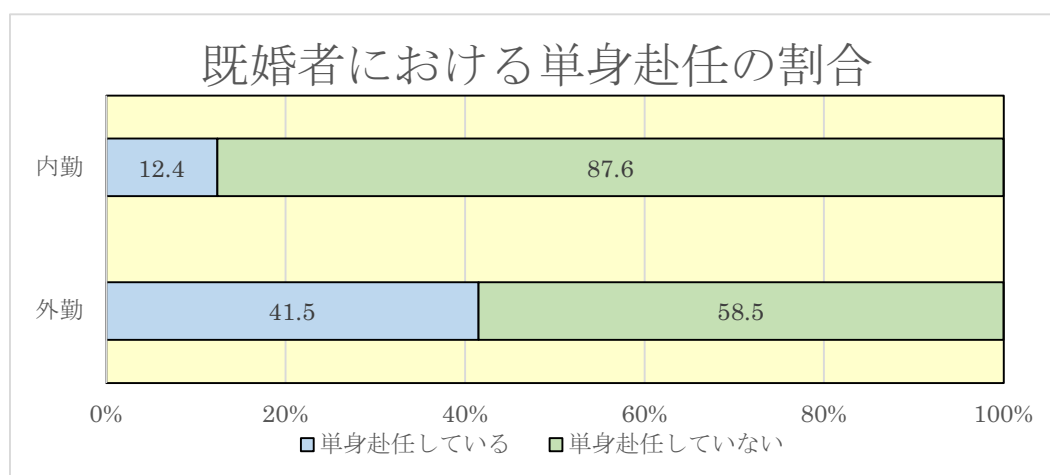
【提言10】

工事一時中止ガイドラインの適切な運用をお願い致します。また、「工事用地等の担保ができない」「自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない」と認められる一時中止条件について明確化をお願いします。

6. 単身赴任者の帰宅旅費の非課税化に向けて

※昨年度より継続要望

時短アンケートによると、外勤の既婚組合員の 41.5%が単身赴任をしています。多くの会社で赴任先から自宅に帰るための帰宅旅費を支給していますが、実費弁償としての性格を有していながら、出張旅費や通勤費とは異なり、所得として課税対象となります。そのため、単身赴任をしている組合員からは「帰宅旅費が課税対象のため、実質収入が減り、家計の負担が大きい」という声が多く聞かれます。



※時短アンケートより

建設産業は現地一品生産という特性上、ダムやトンネル工事など自宅から通うことが困難な作業所に従事する組合員や、“監理技術者の資格要件や実務経験を有する組合員が特定の案件に配置される”ため、単身赴任をせざるを得ない状況にあります。

また、近年各地で発生している地震や台風など、災害の復興で単身赴任している組合員も少なくありません。

現在、国を挙げて「働き方改革」が進められており、作業所においても週休2日の取り組みが進んでいけば、自宅に帰りたいと思う組合員が増えると考えられます。しかし、週末は家族と貴重な時間を過ごしたいと思っているにも関わらず、帰宅旅費支給に伴う税負担が組合員の生活を圧迫し、モチベーション低下につながると危惧しております。

【提言11】

国交省におかれましては、帰宅旅費の非課税化については所掌外とは思いますが、単身赴任が多いという建設産業の構造的な問題については所轄官庁としてご理解いただき、非課税化にむけてお力添えをお願いします。

参考データ アンケートについて

- ・時短アンケート

回答数：15,519 人

調査対象：日建協加盟組合員

調査時期：2019 年 11 月

- ・作業所アンケート

回答数：土木 708 作業所(うち国交省発注 116 作業所)

建築 638 作業所

調査対象：日建協加盟企業作業所

調査時期：2019 年 9 月